

池田市ラブホテル建築規制条例の一部改正（案）の概要

1 本条例の概要

本条例は、ラブホテルの営業を行う施設の建築に対して必要な規制を行うことにより本市の教育環境その他の生活環境を良好に保全することを目的として昭和58年に施行し、旅館業を目的とする施設（以下「旅館等」という。）の建築に係る事前の届出、旅館等を建築しようとする者及び旅館業を営む者の良好な教育環境その他の生活環境の保全への責務、ラブホテルの建築を禁止する区域、池田市ラブホテル建築規制審議会、立入調査、罰則等について規定しています。

2 改正案の内容

（1） ラブホテルの建築を禁止する区域について、次のア～ウの区域を追加します。

この追加により、池田市域のうち、商業地域以外の全ての区域においてラブホテルの建築が禁止になります。

ア 近隣商業地域

近隣商業地域とは、近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため都市計画に定める地域をいい、現在の本市では、主に池田駅周辺及び石橋阪大前駅周辺に定められています。

イ 工業地域

工業地域とは、主として工業の利便を増進するため都市計画に定める地域をいい、現在の本市では、主にダイハツ町及び桃園に定められています。

ウ 市街化調整区域

乱開発を防止することを目的として市街化を抑制すべき区域として都市計画に定める区域をいい、現在の本市では、主に五月山山麓山間地域及び細河地域に定められています。

（2） その他文言の整備などを行います。

3 施行期日等

施行期日は、公布の日とします。なお、本条例の改正案に係る議案は、令和7年3月池田市議会定例会への提出をめざしています。